

(平成25年9月20日開催 国版子ども・子育て会議第5回基準検討部会配布資料より抜粋)

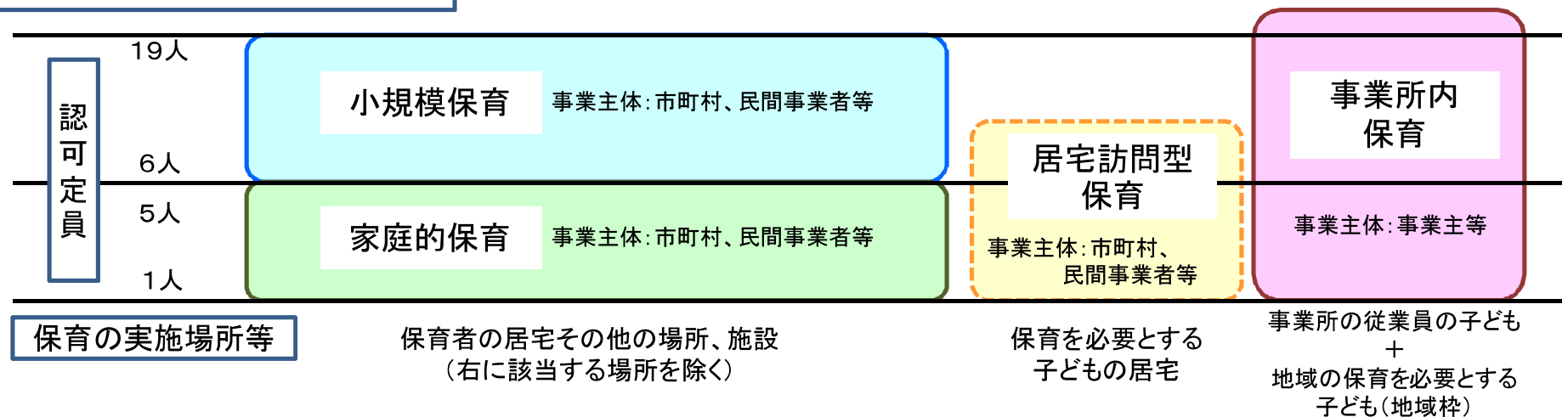
地域型保育事業について

(小規模保育事業以外の事業を中心に)

1. 地域型保育事業の概要


- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け



2. 地域型保育事業（小規模保育事業以外）の検討に当たって

(1) 地域型保育事業のコンセプト

 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

(2) 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

<各事業の特徴>

	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施
規模	・少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・1対1が基本	・様々(数人～数十人程度)
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅	・事業所その他様々なスペース

4. 認可基準の具体的な各項目について

(1) 職員数・資格要件

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設 ※1, 2)	認可外保育施設	小規模保育※3
保 育 事 従 者	保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育所と同様	3分の1以上が保育士又は看護師	A型:保育士 B型:2分の1以上が保育士 C型:家庭的保育者 ※A型、B型については、保育所と同様の特例あり
職 員 数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	保育所と同様	保育所と同様	A型、B型 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名 C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)

※1 事業所内保育については、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設については、ガイドラインによる上乗せを行っている。

※2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。

※3 平成25年8月29日第4回基準検討部会における対応方針案より(このほか、離島・へき地に関する特例あり。以下同じ。)

(2) 設備・面積基準

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室	保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室
	医務室		安静室(体調不良児対応型を行う場合) 2人以上の横臥が可能であり、1人1.98㎡以上		
	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可			屋外遊戯場 ※付近の代替地可
面積	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成26年度末まで大都市特例あり	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※両室の区画を求める	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める	A型・B型 乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ C型 すべて1人3.3㎡
	屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳児)	適当な広さ			屋外遊戯場 1人3.3㎡ (2歳児)

(3) 給食(自園調理)

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
給食	自園調理 * 3歳以上児は外部搬入可能 * 公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	自園調理※ 連携施設等からの搬入可
設備	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備
職員	調理員 * 全部委託、外部搬入の場合 は不要	不要			調理員 * 全部委託、連携施設等からの搬入を行う場合不要

※現行自園調理を実施していない事業からの移行に当たって、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり

(4) 耐火基準(参酌基準)

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
耐火基準等難規制	<p>設備運営基準において上乗せ規制あり</p> <p>※建築基準法上は、特殊建築物(「児童福祉施設等」としての取扱い</p>	<p>基本的には上乗せ規制はなし</p>	<p>保育所と同様</p>	<p>指導監督基準上、上乗せ規制あり</p> <p>※保育所に準じた上乗せ規制</p>	<p>上乗せ規制あり</p> <p>※保育所に準じた上乗せ規制</p> <p>(注)</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備</p>

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

- 保育者の居宅等において実施する家庭的保育の事業特性を踏まえ、どう考えていくか。

[主な論点]

論点:安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

(5) 連携施設等

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
連携施設	—	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	—	—	連携施設の設定が必要 ※1
嘱託医	嘱託医	連携保育所の嘱託医の存在が前提	—	—	嘱託医※2

※1 小規模保育事業に関しては、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり

※2 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

➤ 現行も連携保育所を求めており、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。

[主な論点]

論点: 現行の家庭的保育事業の連携保育所については、卒園後の受け皿に関して明示的に示していないが、家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から、確実な受け皿があることが必要ではないか。

→小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。